

[研究ノート]

リーガル・コンフリクト・マネジメントと民事調停 (2)

鷺 尾 紀 吉

〈目次〉 (前号)

- 1 リーガル・コンフリクト・マネジメントと民事調停の関係
- 2 民事調停の当事者と対象
 - 2-1 民事調停の当事者
 - 2-2 民事調停の対象
 - 2-3 民事調停の種類
- 3 調停の申立てと申立書の提出
 - 3-1 申立ての裁判所と申立ての時期
 - 3-2 申立ての方式と申立書の記載事項

(今号)

- 4 調停申立ての趣旨と紛争の要点の記載例
 - 4-1 貸金返還請求の申立て
 - 4-2 売買契約の解除に基づく違約金等の支払請求の申立て
 - 4-3 請負代金請求の申立て
 - 4-4 賃料増額請求の申立て
 - 4-5 交通事故に基づく損害賠償請求の申立て
- 5 調停申立ての効果
 - 1-1 手続上の効果
 - 5-2 実体法上の効果

(次号に続く)

[前号及び今号の概要]

前号においては、リーガル・コンフリクト・マネジメントにおける紛争解決システムとしての民事調停制度の意義を述べたうえで、民事調停における当事者と調停能力、当事者適格、民事調停の対象（対象の範囲、紛争の存在性）、民事調停の種類、調停申立ての裁判所（裁判所の管轄）、申立ての時期、申立ての方式と申立書の基本的な記載事項等について説明した。

今号では、主要な調停事件を取り上げ、調停申立書における「申立ての趣旨」及び「紛争の要点」の具体的な記載例を掲げ、併せて若干の説明を行う。また、調停を申立てた場合にどのような効果があるのか、手続上の効果と実体法上の効果に分けて述べる。

4 調停申立ての趣旨と紛争の要点の記載例

民事調停の申立書には、①当事者及び法定代理人、②申立ての趣旨及び紛争の要点を記載しなければならない（民調法4条の2第2項）。この点について、前号（「商経論叢」第28巻第1号、平成25年9月）では記載事項全般について説明したので、今号は申立書の記載事項として重要な部分を占める「申立ての趣旨」及び「紛争の要点」に焦点をあてて、主要な申立て事件ごとに、その内容を述べることにする（本稿で取り上げた記載例については、茗茄政信・近藤基（2012）『書式和解・民事調停の実務[全訂八版]』民事法研究会、民事調停実務研究会編（2013）『最新 民事調停事件の申立書式と手続[三訂版]』新日本法規出版および最高裁判所ホームページ「民事調停で使う書式」を参考に作成している）

4-1 貸金返還請求の申立て

(1) 申立ての趣旨及び紛争の要点の記載例

(申立ての趣旨)

相手方は、申立人に対し、連帯して325万及びうち200万円に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から、うち100

万円に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から各支払済みまで年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払え。との調停を求める。

(紛争の要点)

1 申立人は、相手方に対し、次のとおり金員を貸し渡した。

貸付年月日	貸付金額	返済の期限	利息	遅延損害金
平成〇〇年〇〇月〇〇日	200万円	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年10パーセント	年14.6パーセント
平成〇〇年〇〇月〇〇日	100万円	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年10パーセント	年14.6パーセント

2 相手方は、申立人に対し、貸付日と同日に、上記債務について連帯保証をした。

3 しかし、相手方は、上記各貸金の弁済をしないので、申立人は各貸金元金及び利息の合計325万円並びに各弁済期の翌日からの各約定遅延損害金の支払を求める次第である。

(2) 説明

本申立ては、申立人である貸主から主債務者および連帯保証人に対し、金銭消費貸借契約に基づき貸金の返還を求める場合の貸金返還請求の申立ての記載例である。

連帯保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う（民法446条）。このような連帯債務の場合、本件のように「連帯して」と記載する。「連帯して」に代えて「各自」という表現がされることもあるが、「連帯して」と記載するほうが当事者間において誤解がなく、相当であるとされる（茗茄・近藤、95-96頁。原出典は、司法研修所編「10訂民事判決起案の手引」、12頁）。

金銭消費貸借契約において、貸主が借主に対し貸し渡した金銭を、一般に貸金といっている。貸金は、貸し渡した金額を記載する。消費貸借は要物契約であるから、その意味が表現できるように、「貸した」ではなく、「貸し渡した」と記載する。

(ア) 弁済期がある貸金元本の返還を求める場合、申立人が主張すべき要件事実は以下のとおりである⁹⁾。

① 申立人と相手方との間で金銭の返還を合意したこと。

1) 返済期限の定めのない場合は、民法591条1項は、貸主は「相当の期間」を定めて返還を催告すべきことを規定するが、判例には、借主が「相当の期間」が経過していないという抗弁をしない限り、民法412条3項で履行遅滞に陥るとしたものがある（大判昭和5年6月4日民集9-595）。この結論については、学説は反対し、民法591条1項は単に抗弁権を与えたものではなく、相当の期間が経過してはじめて返還義務が発生すると解すべきだろうとされる（内田、2011、254頁）。

- ② 申立人は相手方に金銭を交付したこと（消費貸借契約は要物契約である）。
- ③ 申立人が相手方との間で弁済期の合意をしたこと。
- ④ 弁済期が到来した（経過した）こと。

(イ) 利息を請求する場合、申立人が主張すべき要件事実は以下のとおりである。

- ① 利息の請求原因となる元本債権（貸金元本）が発生した事実が存在すること。
- ② 申立人と相手方（当事者間）で、利息を支払う旨の合意をしたこと（金銭消費貸借契約は、原則として無利息の無償契約であるので、利息を請求する場合は、利息を支払う旨の合意が成立していることが必要である。ただし、商人間の金銭消費貸借は、利息付が原則である（商法513条1項））。
- ③ 利率の合意をしたこと。利息を支払う場合は、利率についても合意することが必要となる。利率について当事者間で合意がない場合は、その利率は年5%（民事法定利率、民法404条）、貸主、借主のいずれか一方が商人の場合や絶対的商行為もしくは営業的商行為による債権である場合は、商事法定利率が適用され、その利率は年6%となる（商法514条）。なお、利率については、利息制限法、出資法等により利率の制限等が行われている。これら法律による強行規定違反、あるいは抵触した利息は調停による合意として認めることができない。

(ウ) 遅延損害金を請求する場合、申立人が主張すべき要件事実は以下のとおりである。

- ① 遅延損害金の請求原因となる元本債権（貸金元本）が発生した事実が存在すること。
- ② 弁済期が経過していること。弁済期が定められており、その期限が経過したとき、つまり履行期が徒過したときは、債務者はその期限が到来した時から遅滞の責任を負う（民法412条1項）。
- ③ 損害が発生したこと。債務者がその債務の本旨に従った履行をしなかったことによって、損害が生じたときは、債権者は、その損害の賠償を請求することができる（同415条）。この規定のように、債務不履行の損害賠償責任が発生するには、損害の発生と、その損害と債務不履行の事実との因果関係があることが必要となる。しかし、金銭債務については、損害賠償の要件について特則（例外）が設けられている。すなわち、

債権者は債務不履行の事実があれば、損害を証明（立証）する必要はなく（同419条2項）、また債務者は不可抗力をもって抗弁することができないと定める（同419条3項）。つまり、金銭債務では、債務者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、債権者は損害の立証をしなくても、賠償を請求することができる。

遅延損害金（遅延利息）の額は、当事者間で約定がない場合は、法定利率（民事債権は年5%、商事債権は年6%）によるが、約定の合意があるときは、その約定利息（約定利息が法定利率を超えるとき）による（同419条1項）。

なお、遅延損害金を請求する場合も、利息の場合と同じように、利率については、利息制限法、出資法等により制限利率が定められている。また、消費者契約においては、消費者契約法により、損害賠償の額として、年14.6%を超える部分は無効であると規定されている（消費者契約法9条2号）。

4-2 売買契約の解除に基づく違約金等の支払請求の申立て

- (1) 申立ての趣旨及び紛争の要点の記載例
(申立ての趣旨)

相手方は、申立人に対し、450万円及びこれに対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

との調停を求める。

(紛争の要点)

- 1 申立人と相手方は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、下記の条件により、宅地の売買契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

記

- (1) 売主を相手方とし、買主を申立人とする。
- (2) 売買物件 別紙物件目録記載の宅地
- (3) 売買代金 3000万円
- (4) 支払方法 手付金 150万円 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り
残代金 2850万円 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り
- (5) 契約違反による解除

売主の債務不履行により本件契約が解除された場合、売主は買主に対し、既に受領した手付金を返還し、さら

に違約金として売買代金の10パーセント相当の金員を支払う。

2 申立人は、相手方に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日手付金として150万円を支払った。

3 ところが、相手方は、申立人に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日本件契約を解除する旨の意思表示をしてきた。そこで、申立人は、相手方に対し、手付金150万円の返還と売買代金の10パーセント相当である300万円の違約金の支払を求めたが、相手方は手付金150万円を支払ったのみで、違約金の支払をしない。

4 よって、申立人は、相手方に対し、申立ての趣旨記載の調停を求めるに及んだ次第である。

(別紙物件目録省略)

(2) 説明

本件は、宅地の売買契約を解除された買主である申立人が売主である相手方に対し、売主の債務不履行による違約金の支払を求める申立てである。

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって成立する契約である(民法555条)。すなわち、売買契約は、財産権を移転する債務と、代金を支払う債務とを発生させることを合意する諾成・双務・有償契約である。売買の対象である財産権は、所有権のほか、債権、無体財産権等を広く含み、金銭債権や賃借権の譲渡も売買である。反対給付である代金は金銭でなければならない。金銭でない場合は、売買でなく交換として扱われる(同588条)。

有効に成立した契約であっても、解除によって契約は終了する(契約の終了原因は解除だけに限らず、期間満了や更新拒絶なども契約解除の終了原因となる)。解除とは、既に締結した契約について、当事者の一方が、相手方に対して一方的に破棄する意思表示である(内田、2011、85頁)。

解除は、相手方に対する意思表示によって行われ(同545条1項)、解除権の行使により、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務(原状回復義務)を負う(同

545条1項)。

本件は、宅地の売買契約の解除に伴う手付金の返還と違約金の支払を請求するものであるが、申立人が主張すべき要件事実は以下のとおりである。

① 契約解除の意思表示が存在すること。

前述したように、契約解除は、当事者の一方の相手方に対する意思表示によって行われる。従って、本件の場合、売主である相手方に本契約を解除するという意思表示が存在しなければならない。契約の解除により、契約の効力は失効する。解約者の未履行債務は消滅するとともに、既に履行された債務は、原状(契約前のもとの状態)に戻されることになる。従って、既に給付されたものは、お互いに返還すべきことになる。

② 手付金支払の合意と交付したこと。

本件のような不動産売買の場合、契約締結の際、手付と呼ばれる金銭が授受されることが多い。手付金を交付するという手付契約は、手付金の交付によって成立する要物契約である。

手付は、債務不履行がなくとも、任意に契約を解除することができるという解約権を留保することを合意して交付される。契約は合意(契約)または法律の規定によらなければ解除できないが、前者の場合の1つとして、解約手付がある。判例は、手付は解約手付の性質を有するものとし、当事者の一方が履行に着手するまでは、買主は手付を放棄し(手付流し)、売主はその倍額を償還して(手付倍返し)、契約を解除することができる(同557条)²⁾。ただし、この規定は任意規定であるから、これと異なる合意をすることは可能である。

本件の場合、手付金の返還を請求するためには、手付金の支払につき合意し、かつ手付金を売主である相手方に支払った(交付した)ことが必要となる。

③ 違約金の合意が存在すること。

本件の場合、売主の債務不履行により契約が解除された場合、売買代金の10パーセント相当である300万円の違約金の支払を請求している。違約金の性質については、その取決め仕方によって、制裁金としての債務不履行による損害賠償とは別途に支払われるもの、損害賠償額

2) 宅地建物取引業法39条は、宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地建物の売買契約の締結に当たっては、宅建業者は代金額の2割を超える手付は受領できないとし、かつ手付はすべて解約手付とみなしている。買主保護の規定(片面的強行規定)であるとされている。

の予定であるもの、損害賠償の最低額を決めたものなど、さまざまなものがあるが、どれに該当するかははっきりと判断できないときは、民法は、違約金は損害賠償額の予定であると推定する（同420条3項）。損害賠償額の予定ならば、その額が通常予想される損害額が大きい場合はもちろん、仮に小さい場合であっても、裁判所はその額を増減することができない（同420条1項）。

本件の場合、売買代金の10パーセント相当の違約金の支払を求めるためには、契約締結の際、売主の債務不履行により契約が解除されたときには、当該違約金の支払について、当事者間で合意したという事実が必要となる。

本件では、遅延損害金として年5パーセントを請求しているが、当事者間で約定がないので、民事法定利率の年5%としている（同404条）。

4-3 請負代金請求の申立て

(1) 申立ての趣旨及び紛争の要点の記載例

(申立ての趣旨)

相手方は、申立人に対し、150万円及びこれに対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払え。

との調停を求める。

(紛争の要点)

1 申立人は洋服の仕立てを業とするアパレル会社であり、相手方は電気機器用部品の加工を業とする製造会社である。

2 申立人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、相手方から新しい業務用制服をつくりたいという相談を受けた。双方で話し合った結果、平成〇〇年〇〇月〇〇日、申立人と相手方との間で、相手方を発注者、申立人を請負人として、以下の請負契約を締結した。

(1) 名称 業務用制服210着の仕立て

(2) 納品期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 請負代金 210万円

(4) 支払方法 平成〇〇年〇〇月〇〇日一括払い

3 申立人は上記契約どおりに請負業務を完了した。

4 ところが、相手方は代金支払日に次のとおりの分割払の申出をしてきた。

(1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り 60万円

(2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り 150万円

5 申立人は、相手方の事情を勘案し、やむを得ずその

分割払を認めることで相手方と合意したが、相手方は前記4の(1)の60万円を支払っただけで、その余の支払をしない。よって、申立人は、相手方に対し、請負残代金150万円及びこれに対する最終の弁済期日の翌日である平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年6パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める次第である。

(2) 説明

本件は、制服の仕立て業務の請負残代金を請求する申立ての記載例である。請負は、当事者の一方がある仕事の完成を約束し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約束することによって効力が生じる有償・双務・諾成契約である（民法632条）。

このように、請負は仕事の完成を目的とするものであるから、それを契約内容としない雇用（仕事遂行に独立性がない）や単に事務処理をする行為は、請負ではない。

本件は、請負残代金の支払を請求するものであるが、申立人が主張すべき要件事実は以下ようになる。

① 請負契約が成立していること。

業務用制服の仕立ての請負についての当事者間の合意、目的物の引渡期日（納品期日）、仕立てに対する報酬の約束とその額の合意、報酬支払期日の合意等が存在していることが必要となる。なお、請負契約は諾成契約であるから、契約書の作成は請負契約成立の効力発生のための絶対的要件ではないが、建築請負などでは契約内容の明確化を図るため、建設業法では、建設工事請負契約の内容につき、書面による請負契約の締結を要求している（建設業法19条）。ただし、これは契約成立の要件ではないと解されている。

② 仕事が完成していること。

請負契約は仕事を完成することが目的であるから、仕事が完成していなければならない。

しかし、これは、請負人本人が仕事を完成しなければならないという合意があれば、請負人自らが行わなければならないが、そうでない場合は、仕事が完成するのであれば、履行補助者を使って、その仕事を第三者（下請）に請け負わせることもできる。この場合には、請負人は履行補助者が故意または過失によって生じさせた損害については、責任を負わなければならない。

③ 完成期日までに仕事を完成すること。

当事者間の契約で定めた期日までに仕事が完成しない場合は、履行遅滞として扱われる（民法412条1項）。

④ 目的物が引き渡されたこと。

請負人は、完成された目的物を注文者に引き渡さなければならない。目的物の引渡義務と報酬請求権とは同時履行の関係に立つ（同633条本文）。

なお、引渡しに当たっては、瑕疵のない目的物であることが必要である。目的物に瑕疵があるときは、注文者は請負人に瑕疵修補（ただし、瑕疵が重要でなく、その修補が過分の費用を要するときは、修補請求ができない）、または瑕疵補修に代えて、またはその修補とともに損害賠償を請求することができる（同634条1項、2項）。さらに、目的物に瑕疵があり、契約をした目的を達することができないときは、注文者は契約解除をすることができる（同635条）。ただし、建物その他の工作物の瑕疵の場合は、契約解除をすることができない。

本件の場合、遅延損害金の利率を年6パーセントとしている。遅延損害金は当事者間の約定利率があればそれに従うが、本件の場合はそのような約定はしていない。したがって、本件の遅延損害金の利率は、制服の仕立て業務は商行為にあたり、かつ当事者は双方とも会社であるので、商事法定利率の6パーセントが適用されて、遅延損害金の額が算出される。

4-4 賃料増額請求の申立て

(1) 申立ての趣旨及び紛争の要点の記載例

(申立ての趣旨)

申立人が、相手方に賃貸中の別紙物件目録記載の建物について、相手方は平成〇〇年〇〇月分以降の賃料につき、適正賃料の増額に応ずること。

との調停を求める。

(紛争の要点)

1 申立人は、相手方に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）

について、以下の内容の賃貸借契約を締結し、同日、本契約に基づき本件建物を相手方に引き渡した。相手方は、その日から本件建物を住居として使用している。
賃貸期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで2年間

賃料 1か月 8万円

2 本件建物は、地下鉄〇〇線〇〇駅から徒歩5分の場所に位置し、申立人が平成〇〇年〇〇月〇〇日、近隣の建物の賃料の相場を調査したところ、築年数、規模、構造等が本件建物と同程度の居住用建物では、賃料は3.3平方メートル当たり〇〇円であることが判明し、本件建物の賃料はこれらに比較しても極めて安い。

3 そこで、申立人は相手方に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け通知書をもって、同年〇〇月分の賃料から適正な賃料に増額する旨の意思表示をし、相手方に到達した。しかるに、相手方は従前の賃料である月額8万円が相当であるとして、賃料増額を拒否した。

4 最近の諸物価の高騰、公租公課の増加等経済事情の変動により、本件賃料は近隣類似の建物賃料と比較して著しく低額であることから、申立人は相手方に対し、適正妥当な賃料額に増額することを求める次第である。（別紙物件目録省略）

(2) 説明

本件は、申立人である賃貸人から相手方である賃借人に対し、賃料（家賃）の適正妥当な賃料額へ増額請求し、これに応ずることを求める申立てである。建物賃料の増減請求に関する事件については、訴訟を提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならないという調停前置主義がとられている（民調法24条の3）³⁾

建物の借賃については、借地借家法32条1項は、建物の借賃が租税その他の負担の増減により、土地若しくは建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍同種の建物の借賃に比較して不相当となったときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将

3) 調停前置主義制度は、人事訴訟等家事事件においては従来から採用されていたが（家事事件手続法257条1項）、民事事件では平成3年の民事調停法の改正により、初めて採用されたものである。この制度が採用された趣旨としては、地代借賃増減請求事件は、賃貸借という継続的な法律関係にある当事者間の利害の調整を目的とするものであり、判決によって一刀両断的に解決するよりも、当事者間の互譲による合意に基づいて円満に解決されるのが望ましいといえること、及び調停によれば、不動産取引及び評価に関する専門的な知識を有する調停委員を活用することなどにより、紛争を適正、迅速かつ低廉な費用で解決することができるが挙げられると説明されている（最高裁判所事務総局民事局、2012、111頁）。

来に向って建物の借賃の額の増減を請求することができる。ただし、一定期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う、と規定する。

賃料の増額請求権は、私法上の形成権であり、その行使の時から客観的に相当と認められる金額への増額の効果が発生すると解されている（判例・通説）。旧借家法7条適用解釈について最高裁は、借家法7条による賃料の増減請求権は形成権としての性質を有するから、増減請求の意思表示が相手方に到達すれば、それによって同条所定の事由がある限り、以後賃料は相当額において増減したものとすると判示する（最判昭32・9・3 民集11・9・1467）。

すなわち、増額請求権は形成権として、相手方の承諾は必要でなく、貸主がした意思表示は、その金額が客観的に相当である場合は、相手方に到達した時点で将来に向って賃料増額の効果が生じる。

そこで、賃貸人としては、不動産会社の賃貸物件情報等をもとに近隣の賃料相場を調べるなどして、賃料が不相当であることが明らかになったときは、賃借人に対し、賃料増額請求権を行使することになるが、賃借人は、賃貸人が請求する賃料増額の金額の根拠が明確でない等の理由で増額する賃料には納得せず、増額に応じないケースが多くみられる。賃貸人としては、賃料増額について当事者間の協議で合意に至らなかったとして、調停を申立てることとなる。

本件調停申立書には、賃料増額の金額が明示されていないが、金額の具体的な明示がなされていなくても、調停の申立ては可能である。この場合、調停を進める過程で、調停委員会から賃料増額の具体的な金額を呈示するよう求められることになる。

本件において、賃料増額を請求する場合、申立人が主張すべき要件事実は以下のとおりである。

① 申立人と相手方との間で本件建物の賃貸借契約が締結され、かつ本賃貸借契約に基づき申立人が本件建物を引き渡したこと。

賃貸借の中心的義務は、賃借人に使用・収益させることであるから（民法601条）、賃貸人は目的物を引き渡す義務がある。

② 増額後の賃料が相当であることを基礎づける事実（例えば、近隣建物の賃貸物件情報等）があること。

③ 増額の意思表示とその到達時期が確認できること

（例えば、配達証明書付内容証明郵便等）。

④ 一定期間が経過したこと。

前述したとおり、一定期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、一定期間を経過しないと、賃料の増額請求ができないので、一定期間が経過したことを明らかにする必要がある。

なお、地代借賃増減請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意（当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。）があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができるという調停条項裁定の制度が設けられている（民調法24条の3第1項）。

4-5 交通事故に基づく損害賠償請求の申立て

(1) 申立ての趣旨及び紛争の要点の記載例

(申立ての趣旨)

相手方は、申立人に対し、160万1000円を支払え。との調停を求める。

(紛争の要点)

1 申立人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後9時ころ、神奈川県横浜市〇〇区〇〇丁目〇番〇号先交差点で、相手方運転の普通自動車（横浜301あ〇〇〇〇）に追突された。

2 申立人は上記事故により、右腕骨折、頸椎捻挫等の障害を受け、事故当日に〇〇病院に入院し、治療を受けた。平成〇〇年〇〇月〇〇日に退院し、以後、同年〇〇月〇〇日まで18回にわたって通院加療を受けた。

3 申立人は、相手方に対し、次の損害賠償を求める。

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 慰謝料 | 80万円 |
| (2) 休業補償 | 76万5000円（1日8,500円×90日） |
| (3) 通院費用 | 3万6000円（2000円×18回） |

(2) 説明

本件は、当事者間で交渉がうまくいかず、交通事故の被害者が調停による解決を求めて加害者に対し、損害賠償を請求する申立てである。

自動車の整備不良、運転中の注意不足、運転操作ミス等の過失により交通事故を起こし、他人に損害を与えた

場合、運転者は民法709条に定める不法行為による損害賠償責任を負うことになる⁴⁾。

自動車の運行によって、人の生命又は身体が害された場合における損害の賠償に係る調停事件が交通調停の対象となる(民調法33条の2)。すなわち、交通調停は人身事故に関する紛争を対象とするもので、物損事故のみによる損害賠償請求は一般調停(民調法2条)の対象となる。ただし、人身事故の際の物損を含めた紛争は交通調停となる。

交通調停は、本事案のように被害者が適正な賠償額を求めて調停を申し立てる場合のほか、加害者側(保険会社側)から、被害者の請求が過大であるとして、一定額以上の損害賠償義務を負わないことの確認を求める債務不存在確認の調停を求めるケースも比較的多くみられる。

交通事故で生じる損害は、大きく積極損害と消極損害に分けることができる。積極損害とは、被害者が事故によって支出を余儀なくされた損害で、以下のような損害が含まれる。

① 治療費

必要かつ相当な実費全額が賠償の対象となる。被害者が通った鍼灸院、整骨院等での鍼灸、マッサージ費用は、症状により有効かつ相当な場合、ことに医師の指示がある場合などは、治療費として認めるのが裁判例の傾向である。

② 付添看護費

入院付添費、通院付添費である。付添費は医師が必要と認めた期間についての費用が賠償すべき損害となる。家族が付き添った場合も、一定の額が賠償すべき損害として認められる(裁判例)。

③ 通院交通費

電車、バス等の公共交通機関の料金のほかに、歩行困難な場合や他に適当な交通機関がない場合のタクシー代、自家用車を利用した場合のガソリン代、高速道路料金、駐車場代等の実費相当額も含まれる。

④ 傷害慰謝料(入通院慰謝料)

傷害を受けたことによる入通院慰謝料は、入院期間、

通院期間に応じて金額が変わる。(財日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟—損害賠償額算定基準』(いわゆる「赤い本」)の入通院慰謝料の表が参考になる。

⑤ 雑費その他費用

入院にかかわる雑費は、基準額×入院日数となる。

⑥ 損害賠償請求関連費用

診断書等の文書料、カルテ謄写費用、加害者側との示談交渉のための通信費等損害賠償を請求するために要した関連費用は、必要かつ相当であるならば、認められる。

一方、消極損害は事故のため受けられなくなった収入等の損害であり、以下のような損害が含まれる。

① 休業補償

給与所得者の場合は、事故前の収入を基礎とし、受傷によって休業したことによる現実の収入減が休業損害となる。休業損害=[事故当時の現実の収入額]×休業期間となる。休業期間は、原則として治療日又は症状固定日までである。また、現実の収入減がなくても、有給休暇を使用した場合も休業損害が認められる。

② 後遺症による逸失利益と慰謝料

被害者に後遺症が残った場合には、後遺損害による損害賠償を請求することができる。

後遺症による消極損害に逸失利益がある。逸失利益とは、後遺症による収入の減少が将来にわたって生じる損害である。逸失利益の算定は、労働能力の低下の程度、収入の変化、将来の昇進・転職・失業等の不利益の可能性、日常生活の不便等を考慮して決められるが、労働能力喪失率を基準にした場合の逸失利益の計算は、特段の事情がない限り、以下の算式で行われる(有職者又は就労可能者の場合)。

逸失利益=基礎収入額(事故当時の年収)×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数
逸失利益のほかに、後遺障害に対する慰謝料(精神的、肉体的苦痛を金銭で評価したもの)も請求することは可能である。

本件において、申立人が交通事故(不法行為)による損害賠償を請求する場合、申立人が主張すべき要件事実

4) 民法の不法行為による損害賠償責任は被害者側に加害者の故意又は過失の立証責任があるが、自動車損害賠償保障法3条では、運行供用者(自己のために自動車を運行の用に供する者)が、①自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、②被害者又は運転者以外の第3者に故意又は過失があったこと、③自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと、のすべてを証明したときに限り、損害賠償責任を免れることとし、立証責任の転換を図っている。

は以下のとおりである。

- ① 申立人が一定の権利又は保護法益を有すること。
- ② ①の権利又は保護法益に対する相手方の加害行為があったこと。
- ③ 相手方の加害行為について、相手方に故意又は過失があることを基礎付ける事実があること。
- ④ 申立人に損害が発生したことおよびその数額。
- ⑤ 相手方の加害行為と申立人の損害に因果関係（相当因果関係）があること。

なお、申立人は交通事故の状況をわかりやすく説明するために、事故発生状況説明図を添付するほかに、交通事故証明書、実況見分調書等の刑事記録、診断書、診療報酬明細書（レセプト）、後遺障害診断書、後遺障害等級認定票、休業証明書、事故前の収入資料（源泉徴収書、納税証明書等）等を添付すると、調停の円滑化が図られやすい。

被害者が交通事故によって何らかの利益を得ている場合には、相殺利益として、公平上、その利益の金額を損害賠償額から差し引くこととされている。また、被害者にも過失がある場合には、過失相殺として、過失部分を相殺することになる（民法722条2項）。過失割合（過失相殺率）を判断する資料として、東京地裁民事交通訴訟研究会編『民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準 [全訂4版]』（別冊判例タイムズ16号）が参考として用いられる。

5 調停申立ての効果

民事調停の申立てによる効果は、大きく手続き上の効果と実体法上の効果に分かれる。以下、2つに分けて述べることとする。

5-1 手続き上の効果

手続き上の効果として代表的なものは、調停係属による重複（二重）調停の禁止の効果である。調停係属とは、事件が裁判所の調停手続きで扱われている状態をいう（小山、1977、193頁）。調停係属は、当事者による調停の申立て又受訴裁判所の職権による付調停（民調法20条）によって生じる。

調停係属中に同一事件につき再び調停が申立てられた場合は、重複（二重）調停の申立てとなり、後の調停申

立ては不適法であり、却下される。しかし、この場合、後行の調停申立てが却下される前に、先行の調停係属が調停の取下げにより消滅したときには、調停係属の重複状態も消滅するから、後行の調停申立ては適法になると解してよい。ただし、先行の調停係属が調停の成立又は調停に代わる決定によって消滅したときには、後行の調停は、なお不適法として、これを却下すべきであるという（石渡、1993、90頁）。

この見解によれば、先行する調停係属の消滅原因を調停の取下げと調停成立又は調停に代わる決定に分け、調停の取下げの場合には、後行の調停申立ては適法となり、一方、調停の成立又は調停に代わる決定の場合には、後行の調停は不適法となると考えるものである。後者の場合、同一の内容の調停を二重に成立させることは無意味であり、また、同一事件につき矛盾する調停を成立することは避けるべきであるというのが、その理由であると述べる。

では、いかなる場合に、重複調停となるとみるべきか。調停において解決されるべき紛争を調停物と呼べば、同一の調停物に再び調停が申立てられた場合には、重複調停に当ることに対しては、異論がないであろう。

しかし、調停物が何をもちて同一か、つまり調停物の特定については見解が分かれる。1つの見解は、調停物を訴訟における訴訟物に準じて把握するものである。この見解は、調停物とは、申立ての趣旨と紛争の要点によって判明する特定の権利又は法律関係の存否の主張であるとし、訴訟物と調停物の同一性は、外形上同一の生活事実ないし経済的に同一の生活利益を主張する場合でも、紛争の要点、請求原因としていかなる事項を構成要素として主張するかにより、両者の請求相互間に同一性が肯定され、あるいは否定されることになると考えるものである（石渡、同上書、88頁）。

今1つの見解は、社会的に1個とみられる生活事実関係から生じる紛争が1つの調停物を構成するという考えである。例えば、ある1個の交通事故のような1個の出来事、ある1個の家屋を借りるという1個の約束、ある1個の工事が反復的・継続的に騒音を出しているという1個の事象などを1個の生活事実といい、そこから生じる紛争を同一事件ととらえるものである（小山、同上書、197頁）。

このような見解の相違があるものの、実際の運用にお

いて、各手続を併合することによって、それらの争いの統一的な解決を図ることができるので、現実にはそれほど大きな不都合は生じないであろうと考えられている(石渡、同上書、91頁)。

なお、訴訟が提起され、訴訟手続が進行中の事件について調停の申立てをすることは妨げられない。また、調停手続が行われている事件について訴えを提起することもできる。しかし、この2つの手続を同時に進行させることは無駄が多く、調停によって実情に即した解決を図ることが事実上困難となる場合もある。そこで、民調法20条の3は、上記のような場合は、受訴裁判所の裁量により、調停が終了するまで訴訟手続を一時中止することができる⁵⁾と定める。民事に関する紛争については、まず調停によって解決させるようにするのが望ましいとする民事調停法の立法趣旨によるものである(調停尊重主義)。

民調法20条の3が適用されるためには、訴訟事件と調停事件の間に同一性がなければならない。同一性があるというためには、訴訟における原告と被告、調停における申立人と相手方の立場が逆であってもよく、また請求の内容が法律的に正確に同一である必要はないが、同一人の間の紛争であっても、社会的事実として同一の紛争と見なし得る場合であることが必要であるとされている(最高裁判所事務総局民事局、2012、99-100頁)。

5-2 実体法上の効果

(1) 時効の中断

調停の申立てのみによっては、時効中断の効果はない(これに対し、訴えの提起は、提起した時点で時効中断の効果が生じる(民訴法147条))。ただし、訴えの却下又は取下げの場合には、時効中断の効力は生じない(同149条)。しかし、調停が成立した場合には、調停申立てのときに、時効中断の効力を生じる(民調法16条)。また、調停が不成立又は調停に代わる決定の失効の通知を受けた日から2週間以内に訴えを提起するならば、調停の申立てをしたときに遡って訴えを提起したものとみなすこととしているので(民調法19条)、このような場合にも、結果的には、調停申立てのときに時効中断の効力を生じる

こととなる(民訴法147条)。つまり、民調法19条で定める時効の中断は、調停申立自体によってではなく、後日の訴えの提起によって生じるものであり、ただこの効果発生時点が調停申立ての時点で遡るというものである。

さらに、上記のような調停不成立等の場合で、仮に2週間以内の訴え提起期間を経過した場合でも、民法151条によって、1カ月以内に訴えを提起すれば、時効中断の効力を生じることになる。

(2) 催告

調停申立行為には、催告の効果が認められる。催告とは、裁判外で債権者が債務者に対して履行を請求する意思の通知(準法律行為)である(近江、2009、362頁)。催告の実体法上の効果を認める判例として、調停申立てにおいてなされた延滞賃料請求につき生じた催告の効力は、調停申立てが取り下げられても当然には消滅しないと判示する(最判昭35・12・9 民集14・13・3020)ものがある(石田、1993、506頁)。

(3) 解除、解約の申入れ

調停の申立てが契約の解除の効果を生じさせ、あるいは解約の申入れの意思表示を含むものと解される場合がある。判例に、賃貸家屋の明渡を求める調停の申立は、特別の事情がないかぎり、その申立の理由いかんを問わず、当該家屋を目的とする賃貸借契約についての解約の申入の意思表示を伴うものと解すべきであると判示する(最判昭36・11・7 民集15・10・2425)ものがある(石渡、同上書、92頁)。

(4) 債務の承認および時効の利益の放棄

民法147条第3号は、承認を時効中断事由の1つとしている。しかし、民事調停において、申立人が債務を承認したうえで、調停を申立てた場合、時効事由たる債務承認の効果が生じるか否か、また調停の申立ての取下げや調停不成立の場合にもその効果が残存するか否かは、問題があるという(石渡、同上書、93頁)。

判例には、債務者が時効期間満了前に債権者を相手方として、手形債務の存在を承認したうえで、期限の猶予

5) 本条文は、民調規則旧5条の規定が民調法の条文に格上げされて新設されたものであるが、条文新設に際し、非訴事件と調停事件が同時に存在するときは、非訴事件の手続を中止することができる旨の規定が新たに設けられた。

を求めて、5年間の分割払弁済となす旨の調停を申立てたが、結局調停不成立に終わったというケースで、債務承認による時効中断の効力を認め、かつこの効力は調停が成立しなかったという手続上の理由をもって消滅すべきものではないと解されると判示したものがある（東京高判昭36・2・27 下民集12・2・381）。この判例は、調停申立てによる時効中断としての債務承認の効果を認めるものであるが、そうでない判例もみられ（いずれの判例も石渡、同上書、93頁で紹介している）、結局、事件ごとにケースバイケースで判断することになる。

以上の承認は、時効完成前における中断事由としての承認である。では、時効完成後の承認の場合はどうか。時効完成後の承認は、時効の利益の放棄の問題となる。時効の利益の放棄は、時効完成後には許される（民法146条の反対解釈）。この件につき、債務者が消滅時効完成後に、債務を承認したうえで、調停を申立てた場合には、時効の利益の放棄の効果が生じる（大阪地判昭12・12・20 新聞4230号、評論27巻民法494頁）という判例が紹介されている（石渡、同上書、93頁）。やや古い判例であるが、時効完成後の時効の利益の放棄を判断するうえで参考となる。

参考文献

- 石田賢一（1993）「第1章通則 第2条（調停の申立）」石川明・梶村太市編『注解民事調停法[民事調停規則][改訂]』青林書院。
- 石渡 哲（1993）「第1章通則 第2条（調停事件）」石川明・梶村太市『注解民事調停法（民事調停規則）[改定]』青林書院。
- 内田 貴（2011）『民法Ⅱ[第3版]債権各論』東京大学出版会。
- 近江幸治（2009）『民法講義Ⅰ 民法総則[第6版]』成文堂。
- 小山 昇(1977)『民事調停法[新版]』有斐閣。
- 最高裁判所事務総局民事局（2012）『民事調停委員の手引[改訂版]』最高裁判所。
- 羽成 守・野本俊輔（2013）『民事調停の実務』青林書院。
- 茗茄政信・近藤基（2012）『書式和解・民事調停の実務「全訂八版」』民事法研究会。
- 民事調停実務研究会編（2013）『最新 民事調停事件の申立書式と手続[三訂版]』新日本法規出版。